

(7) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日（税率5%）から現在までに行われた消費税率引き上げによる、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和3年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.7億円
【歳出】 社会保障施策に要する経費 26.2億円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	地方消費税交 付金（社会保 障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	510,964	359,527		883	18,182	132,372
	高齢者福祉事業	116,832	13,966		3,485	12,002	87,379
	児童福祉事業	526,851	373,214	5,400	15,600	16,018	116,619
	母子福祉事業	210,556	165,093	10,300	1,318	4,087	29,758
	小計	1,365,203	911,800	15,700	21,286	50,289	366,128
社会保険	国民健康保険事業	168,349	84,271			10,154	73,924
	後期高齢者医療事業	224,686	39,018			22,423	163,245
	介護保険事業	295,606	21,590			33,092	240,924
	小計	688,641	144,879	0	0	65,669	478,093
保健衛生	疾病予防対策事業	136,893	101,050		1,279	4,174	30,390
	病院事業	425,513				51,388	374,125
	小計	562,406	101,050	0	1,279	55,562	404,515
合計	2,616,250	1,157,729	15,700	22,565	171,520	1,248,736	